

ホームヘルパーステーション寄宮 日常生活支援総合事業

利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払い頂く「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割、3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業（旧介護予防訪問介護相当サービス）の利用料

【基本部分】 身体介護及び生活援助

1月の利用回数に応じて、利用金額は下記のとおりとなります。

利用頻度	利用回数 (算定単位)	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
週1回程度	月に4回までの場合 (1回につき)	2,870円 /回	287円 /回	574円 /回	861円 /回
	月に5回以上の場合 (1月につき)	11,760円 /月	1,176円 /月	2,352円 /月	3,528円 /月
週2回程度	月に8回までの場合 (1回につき)	2,870円 /回	287円 /回	574円 /回	861円 /回
	月に9回以上の場合 (1月につき)	23,490円 /月	2,349円 /月	4,698円 /月	7,047円 /月
週2回を超える頻度	月に12回までの場合 (1回につき)	2,870円 /回	287円 /回	574円 /回	861円 /回
	月に13回以上の場合 (1月につき)	37,270円 /月	3,727円 /月	7,454円 /月	11,181円 /月

*上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】 以下の要件を満たす場合、基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	サービス提供開始月	2,000円	200円	400円	600円
生活機能向上連携加算 (I) (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等の助言に基づき、生活機能向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、サービス提供した場合	1,000円	100円	200円	300円

生活機能向上連携加算 (Ⅱ) (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、サービス提供した場合	2,000円	200円	400円	600円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※	当該加算の算定要件を満たす場合	24.5%	1ヶ月の訪問型サービス利用単位数に 加算されます		

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、体調や容体の急変などやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	500円

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料は不要です。